

消防デジタル談合事件が問うもの

2025. 10. 25

全国市民オンブズマン連絡会議

1 消防デジタル談合事件の特色

- (1) 談合を行ったとして公正取引委員会が課徴金納付命令を発した製造業者5社（富士通ゼネラル・沖電気・日本電気・日本無線・日立国際）が地方公共団体と直接契約を締結した場合（直販）だけでなく、5社の製品を扱う業者と気脈を通じた会社と地方公共団体が契約を締結する場合（間販）が多く存在した。
- (2) 直販の場合→課徴金納付命令が確定した場合には、地方公共団体と契約先製造業者との契約にもとづいて、約定損害金（10パーセント～20パーセント）を請求できる。
→約定損害金を請求することは容易。
- (3) 約定損害金を契約書に定めていない場合→契約条項がないから損害立証が必要。裁判が必要になる場合が多い。
- (4) 間販の場合→契約当事者ではないから、契約条項が適用されない。ほぼ裁判が必要。

2 間販の場合の負担

- ①契約先の企業が5社と気脈を通じていることを証明する→証明できた場合には、談合に基づいて公平な取引を妨害したことになり、不法行為となる。
- ②グルであること（＝不法行為であること）の証明だけでは足りず、損害を立証する必要がある。
- ③①②を行う為には、契約先の会社とそのバックにいる製造会社5社のどれかを相手取って裁判することが重要になる→自治体はやりたがらない
- ④そこで、住民訴訟の出番となる。

3 裁判でなにを証明しなければならなかったか

- ①グルであること→富士通ゼネラルの課徴金納付命令を争う裁判の証拠として公正取引委員会が提出した調書を入手。
- ②損害額：談合によらずに契約を締結した場合の落札率をベースにして主張・最終的には民事訴訟法248条の裁判所の職権による判断：全国の間販の訴訟での平均和解率は10パーセント以下。直販より大幅に低い。
- ③裁判官による判断に差
中津川市の住民訴訟は岐阜地裁判決が1.58パーセント、高裁で2パーセントで和解。
東京地裁で岐阜市が同一の代理店を訴えた訴訟では11.42パーセントで和解。

4 課題と対策

- ・自治体が契約書の違約金の条項を免れるための間販の一般化（いまどきの談合の特徴）。
- ・間販の場合にも対応できる条項（契約当事者が課徴金納付命令を受けた企業と通謀して入札に参加し、落札した場合にも、同様の違約金の支払い義務を負わせる）が必要。
- ・やはり住民訴訟による監視（裁判官を談合訴訟に慣れさせる）。